

過疎地域コミュニティ維持・再興支援事業補助金交付要綱

令和7年10月18日 企地第470号

(趣旨)

第1条 過疎地域コミュニティ維持・再興支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、過疎地域において、若者等が定着する魅力と活力にあふれたコミュニティの維持・再興を図るため、住民の創意工夫による将来ビジョン作成やその実現に向けた体制構築、課題解決に向けた住民活動等について支援を行うことを目的として、予算の範囲内で交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「コミュニティ」とは、地域住民が生活や地域課題を共有し、相互交流・協力しながら、安心して暮らせる環境を維持・形成するための社会的なつながり及びその集団をいう。

(補助事業及び対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、過疎地域において、住民の創意工夫による将来ビジョン作成やその実現に向けた体制構築、課題解決に向けた住民活動等をもって、若者等が定着する魅力と活力にあふれたコミュニティの維持・再興を図るものとし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域運営組織の将来ビジョン策定活動
- (2) モデル実践体制構築活動

2 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、補助事業を遂行する能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織体制を有している。
- (2) 補助対象事業者は、補助事業に係る経理その他の事務について、適正な管理体制及び処理能力を有している。

3 補助対象事業は、過疎地域コミュニティ維持・再興支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査の上、補助対象となる事業を予算の範囲内で決定する。

4 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けて

はならない。

(補助事業の対象期間)

第5条 補助事業の対象期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。

- 2 補助金の交付は、事業の進捗状況等を勘案しその継続性が認められた場合に限り、2回まで受けることができるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付限度額及び補助率等)

第7条 補助金の交付限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の9以内、2年目の補助率は、補助対象経費の10分の8以内とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金を受けようとする補助対象事業者は、交付申請書（様式第1号）及び添付書類を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、必要に応じて事前協議を行うものとする。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第2号)により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助対象事業に係る成果等について報告しなければならない。
- (3) 補助対象事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない(内閣府が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- (4) 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付申請を取り下げようとするときには、当該補助金の交付決定を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(交付申請の変更)

第12条 補助事業者は、補助金交付決定後の事情の変更により申請内容を変更して補助事業を行う場合は、変更申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助対象経費又は第4条第1項各号に掲げる活動に係る経費の相互間における流用であって、その額がいずれか少ない方の2割の範囲内の変更である場合

(補助金の変更決定)

第13条 知事は、前条の規定による変更申請を受けたときには、これを審査し、適当

であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第 14 条 補助事業者は、補助金交付決定後に補助事業を中止又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第 15 条 補助事業者は、知事の要求があったときは速やかに遂行状況報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第 16 条 知事は、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して 20 日以内又は交付決定を受けた会計年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 7 号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第 18 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第 19 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第 8 号)又は精算払請求書(様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 20 条 知事は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第 21 条 知事は、第 12 条の補助対象事業の変更の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 9 条の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 本条の規定は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 22 条 補助事業者は、第 18 条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 10 号)により知

事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の処分)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、取得財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）」に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合については適用しない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 24 条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から 5 年間保管しておかななければならない。

(交付対象事業の検査等)

第 25 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票（様式第 12 号）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(事業成果報告書の提出)

第 26 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による成果等の報告は、事業成果報告書（様式第 13 号）の提出によりなされなければならない。

- 2 事業成果報告書には、補助事業者が当該補助対象事業を実施することにより得られた成果の詳細、補助金交付申請書に記載された事業の目的に照らした達成状況及び成果の公表に係る情報並びに著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムの著作物及び同号の 3 に規定するデータベースの著作物、その他の技術情報を漏れなく記載するものとする。
- 3 知事は、補助事業者に対し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、当該補助対象事業に係る事業の過去 1 年間の実施状況について、第 1 項の報

告書により毎会計年度終了後 20 日以内に報告することを求めることができる。

- 4 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 27 条 補助事業者は、補助対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関わる収益納付)

第 28 条 補助事業者は、補助対象事業実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他補助対象事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(雑則)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 18 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

補助対象経費	内容 (全て税抜)	備考
①人件費	事業実施に従事する職員及び補助員(アルバイト等)(雇用契約を締結する者に限る。)の直接的な作業時間に対する給料等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費総額の 30%以内の額を限度とする。 ・既存の従業員を除く。
②報償費	事業実施に必要と考えられる外部専門家等の指導・助言等に対する謝金、会議・研修会・講演会等開催のための講師謝金に係る経費	
③旅費	事業実施に係る職員又は外部専門家等招へいに係る交通費、宿泊費及び日当に係る経費	
④消耗品費	事業実施に必要な物品の購入に係る経費。ただし、1 件当たり 10 万円未満とし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・会合等における弁当、食事、飲み物等、食糧に係る費用を除く。
⑤備品購入費	消耗品費である物品を除いた事業実施に必要な物品の購入に係る経費。ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る。	
⑥印刷製本費	事業実施に必要なチラシやパンフレット等の製作に係る経費	
⑦広告宣伝費	事業実施に必要な広報に係る経費	
⑧通信運搬費	事業実施に必要とされる通信料、郵便物の送付、物品等の輸送に係る経費	
⑨借料及び損料	事業実施のために開催する会議等の会場及び会場備品等の使用料、また、事業実施に必要とされる物品及び車輛等のリース・レンタル料に係る経費	
⑩委託料	事業実施のために必要とされる、専門技術等を要する事業者への委託に係る経費	
⑪その他経費	事業実施のために必要な経費のうち、当該事業のみで使用されることが確認できるもので、知事が特別に認める場合に限る。	

※ 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。したがって、消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入すること。

別表 2 (第 7 条関係)

補助事業		交付限度額
(1) 地域運営組織の将来ビジョン策定活動		
内	1 年目支援団体	5,000,000 円 (税抜)
訳	2 年目支援団体	2,500,000 円 (税抜)
(2) モデル実践体制構築活動		
内	1 年目支援団体	2,250,000 円 (税抜)
訳	2 年目支援団体	5,000,000 円 (税抜)